

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年 9月22日
【中間会計期間】	第13期中（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日）
【会社名】	イーシステム株式会社
【英訳名】	E-SYSTEM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 博文
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目15番2号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目3番11号
【電話番号】	03（3516）9200
【事務連絡者氏名】	取締役 大西 浩之
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 12月31日
売上高 (千円)	2,123,270	2,522,282	1,470,111	6,196,096	4,318,428
経常損失 (千円)	338,692	230,190	568,088	272,026	451,821
中間純利益又は中間(当期)純損失() (千円)	246,781	365,335	24,614	483,546	2,273,392
純資産額 (千円)	3,561,097	5,459,058	3,709,803	5,780,650	3,575,139
総資産額 (千円)	14,954,837	11,790,415	7,557,966	13,575,039	11,143,878
1株当たり純資産額 (円)	28,850.92	37,466.77	23,879.92	39,680.74	24,537.00
1株当たり中間純利益金額又は中間(当期)純損失金額() (円)	2,001.47	2,507.45	166.32	3,720.86	15,603.02
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	140.38	-	-
自己資本比率 (%)	23.8	46.3	47.7	42.6	32.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,707,777	638,680	81,106	2,285,320	827,575
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	761,733	360,363	576,391	1,400,565	452,120
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,020,024	1,440,669	1,145,826	2,494,397	543,828
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	6,209,721	2,067,440	1,258,156	3,467,733	3,061,419
従業員数 (人)	150	161	207	162	163

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期までの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 12月31日
売上高 (千円)	1,993,244	1,966,841	1,047,220	5,353,234	3,198,250
経常利益又は経常損失 (千円)	242,997	271,660	475,694	302,592	551,088
中間純利益又は中間(当期)純損失(千円)	162,131	512,471	53,221	417,759	2,491,785
資本金 (千円)	1,725,452	2,982,008	3,082,008	2,981,555	2,982,008
発行済株式総数 (株)	124,740	147,013	152,337	146,988	147,013
純資産額 (千円)	3,662,884	5,379,505	3,477,064	5,863,585	3,222,713
総資産額 (千円)	14,873,273	10,983,805	6,992,582	13,067,852	10,623,702
1株当たり純資産額 (円)	29,675.57	36,920.78	23,022.65	40,250.03	22,118.22
1株当たり中間純利益金額又は中間(当期)純損失金額(円)	1,314.94	3,517.30	359.61	3,214.63	17,101.92
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	303.53	-	-
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	-	-	-	1,000.00	-
自己資本比率 (%)	24.6	49.0	49.7	44.9	30.3
従業員数 (人)	97	101	60	99	48

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期までの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 第11期の1株当たり年間配当額は、創立10周年記念配当であります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において連結子会社であったエンプレックス株式会社は、当中間連結会計期間において株式の一部を売却したことにより、当社持分比率が50.2%から18.2%に低下したことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
ECコンシェルジュ株式会社	東京都中央区	20,000	ライセンス等ビジネスサービス事業	75.0	役員の兼任5名
テクノブレン株式会社	東京都港区	98,000	人材紹介事業	60.0	役員の兼任2名
株式会社アイカル	福岡県福岡市	204,499	ライセンス等ビジネスサービス事業	54.0	ソフトウェア製品の仕入・委託 役員の兼任3名
株式会社コンピューター利用技術研究所 (注)2	福岡県福岡市	80,000	S I ビジネス事業	100.0 [100.0]	ソフトウェア開発の委託

(注)1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
SIビジネス事業	103
ライセンス等ビジネスサービス事業	81
全社(共通)	23
合計	207

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員が前連結会計年度末に比較して44名増加した主な理由は、当中間連結会計期間に連結子会社となったテクノプレーン株式会社、株式会社アイカル及び株式会社コンピューター利用技術研究所の従業員107名の増加及び連結子会社から持分法適用関連会社へ移行したエンプレックス株式会社の従業員73名の減少によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数(人)	60
---------	----

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)
2. 従業員が前事業年度末に比較して12名増加した主な理由は、当社からイーラボ株式会社への出向者について、その出向期間を終了したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるCRM（顧客関係構築システム）市場では、昨年来のCRMソフトウェア業界の再編に伴う混乱の影響が未だ残っております。

当社グループにおきましては、ライセンス等ビジネスサービス事業において、当中間連結会計期間での売上計上を見込んでいた一部の案件において、入金基準を適用したことによる下期への計上ずれ込みが発生しており、当中間連結会計期間の売上高は1,470,111千円（前年同期比41.8%減）、経常損失は568,088千円（前年同期は経常損失230,190千円）となりました。

また、特別利益として子会社株式売却益を計上した結果、中間純利益は24,614千円（前年同期は中間純損失365,335千円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

SIビジネス事業（CRM事業）

当社グループの収益の柱であるSIビジネス事業は、昨年来のCRMソフトウェア業界における再編の影響が大きく、売上が減少しました。この結果、売上高は534,876千円（前年同期比58.9%減）、営業損失88,278千円（前年同期は営業損失122,354千円）となりました。

ライセンス等ビジネスサービス事業

米国グプタテクノロジー社製品の販売、導入、研修、保守、管理事業および関連会社であるエンプレックス社の製品販売等を行っているライセンス等ビジネスサービス事業は、当中間連結会計期間において計上を見込んでいた一部の案件について、下期への計上ずれ込みが発生した結果、売上高は935,235千円（前年同期比23.5%減）、営業損失160,601千円（前年同期は営業利益242,180千円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比較して809,284千円減少（前年同期比39.1%減）し、1,258,156千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は81,106千円（前年同期は638,680千円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前中間純利益323,744千円の計上、子会社株式売却益73,239千円の計上、仕入債務の減少による支出、売上債権の減少による収入等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は576,391千円（前年同期比59.9%増）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得、投資有価証券の取得、子会社株式の取得等による支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は1,145,826千円（前年同期比25.0%減）となりました。

これは主に、社債の償還による支出及び短期借入金の減少によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間において、生産実績はありません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前年同期比(%)
SIビジネス事業 (千円)	107,457	19.5
ライセンス等ビジネスサービス事業 (千円)	185,786	95.9
合計 (千円)	293,243	39.4

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当中間連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
SIビジネス事業	746,205	115.8	3,217,483	82.5
ライセンス等ビジネスサービス事業	235,578	11.2	975,303	66.0
合計	981,783	35.8	4,192,786	78.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前年同期比(%)
SIビジネス事業 (千円)	534,876	41.1
ライセンス等ビジネスサービス事業 (千円)	935,235	76.4
合計 (千円)	1,470,111	58.2

(注) 1. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社	-	-	149,992	10.2
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	296,177	11.7	40,557	2.7

2. 本表の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

なお、当社は、平成18年1月30日に株式会社ジャレコと株式交換覚書を締結しましたが、具体的な諸条件につき最終合意に至らず、平成18年2月27日の取締役会において、契約を解除することを決議いたしました。

5【研究開発活動】

当中間連結会計期間において、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において連結子会社であったエンプレックス株式会社は、当中間連結会計期間において株式の一部を売却したことに伴う持分比率の低下により、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に変更致しました。

これによる主要な設備の減少は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物		工具器 具備品	その他	合計	
				面積(m ²)	金額				
エンプレックス 株式会社	本社 (東京都中央区)	ライセンス等ビジ ネスサービス事業	業務施設	[564.30] 564.30	1,245	13,969	784,411	799,627	73

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設・拡充・改修・除却・売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年9月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	152,337	159,960	大阪証券取引所 ヘラクレス市場	-
計	152,337	159,960	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成18年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)により改正される前の旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議により発行された新株引受権は次のとおりであります。

(平成12年9月12日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,766株	3,738株
新株予約権の行使時の払込金額	14,584円	同左
新株予約権の行使期間	自平成14年9月12日 至平成19年9月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 14,584円 資本組入額 7,292円	同左
新株予約権の行使の条件	臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象取締役及び使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(平成12年10月19日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	48株	48株
新株予約権の行使時の払込金額	14,584円	同左
新株予約権の行使期間	自平成14年10月18日 至平成19年10月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 14,584円 資本組入額 7,292円	同左
新株予約権の行使の条件	臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(平成13年3月28日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	146株	146株
新株予約権の行使時の払込金額	68,750円	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年3月28日 至平成20年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 68,750円 資本組入額 34,375円	同左
新株予約権の行使の条件	定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(平成13年8月1日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	832株	832株
新株予約権の行使時の払込金額	68,750円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月1日 至 平成20年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 68,750円 資本組入額 34,375円	同左
新株予約権の行使の条件	臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象取締役及び使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月27日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	378個	378個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	378株	378株
新株予約権の行使時の払込金額	85,610円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年4月1日 至 平成25年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 85,610円 資本組入額 42,805円	同左
新株予約権の行使の条件	定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(平成16年3月26日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	350個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	350株	350株
新株予約権の行使時の払込金額	118,650円	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年4月1日 至平成26年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 118,650円 資本組入額 59,325円	同左
新株予約権の行使の条件	定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

旧商法第341条12の規定に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	18個	18個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	47,917.6株	58,085.7株
新株予約権の行使時の払込金額(注)	37,564.5円	30,988.7円
新株予約権の行使期間	自平成17年9月23日 至平成20年9月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 37,564.5円 資本組入額 18,782.3円	発行価格 30,988.7円 資本組入額 15,494.4円
新株予約権の行使の条件	当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
新株予約権付社債の残高	1,800,000千円	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注) 本新株予約権付社債の発行後、12月、3月、6月及び9月の各月の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、主要な取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPのある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の各取引日のVWAPの平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。本新株予約権付社債の要項において、主要な取引所とは、当初は株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)とし、株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)において当社普通株式が取引されなくなった場合には、当社が指定する他の証券取引所をいう。また、「取引日」とは、主要な取引所が開設されている日をいう。

会社法236条、238条及び240条の規定に基づく新株予約権は次のとおりであります。

(平成18年7月21日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	194個
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	-	241,530株
新株予約権の行使時の払込金額(注)	-	20,068.3円
新株予約権の行使期間	-	自平成18年8月9日 至平成21年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	発行価格 21,072.3円 資本組入額 10,536.2円
新株予約権の行使の条件	-	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の残高	-	242,500千円
代用払込みに関する事項	-	-

(注)平成18年8月9日(水)以降、行使価額は、行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日(但し、売買高加重平均価格の算出されない取引日を除く。)の株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の約50%である13,703円(但し、行使価額の調整事由が生じた場合には、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)が開設されている日をいう。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日 (注)1	5,324	152,337	100,000	3,082,008	100,000	2,527,208

(注)1.上記は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換による増加であります。

2.なお、中間会計期間末日後提出日までの異動は次のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年8月16日～ 平成18年9月5日 (注)3	10,173	162,510	104,946	3,186,955	104,946	2,632,155
平成18年8月31日 (注)4	28	162,538	204	3,187,159	204	2,632,359

3.上記は、イーシステム株式会社第1回新株予約権の行使による増加であります。

4.上記は、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
有限会社イシスアセット	東京都港区赤坂7丁目5-15 赤坂協栄マンション101号室	13,284	9.03
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社東京支店)	25 CABOT SQUARE, CANARY Wharf, LONDON E14 4QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号)	4,669	3.17
渡辺 博文	東京都杉並区	4,062	2.76
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント ア カウツ イー アイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行カストディ業務部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	3,910	2.66
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシーリ ノーザン トラスト ガンジー アイリッシュ クライアンツ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	3,647	2.48
シー エム ビー エル エス エー リ・ミュチャ ル ファンド (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,436	1.65
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	2,123	1.44
シージーエムエル アイピービー カスタマー コラテラル アカウント (常任代理人 シテイバンク・エヌ・エイ東京支店)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUERE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,674	1.13
有川 明文	埼玉県新座市	1,450	0.98
松井証券株式会社(業務口)	東京都千代田区麹町1丁目4	1,435	0.97
計	-	38,690	26.31

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,309	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,028	151,028	-
端株	0	-	-
発行済株式総数	152,337	-	-
総株主の議決権	-	151,028	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式26株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数26個が含まれております。

【自己株式等】

平成18年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
イーシステム 株式会社	東京都港区港南二丁目15 番2号	1,309	-	1,309	0.85
計	-	1,309	-	1,309	0.85

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	89,900	60,700	47,650	45,800	41,900	36,500
最低(円)	58,700	29,700	30,500	36,000	30,300	26,750

(注) 最高・最低株価は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の中間財務諸表についてはA S G 監査法人、当中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間財務諸表については、太陽A S G 監査法人より中間監査を受けております。

なお、A S G 監査法人は平成18年1月1日をもって太陽監査法人と合併し、名称を太陽A S G 監査法人に変更しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
(資産の部)			%		%		%
流動資産							
1. 現金及び預金		2,067,440		1,258,156		3,039,519	
2. 受取手形及び売掛金		1,580,174		631,657		2,020,471	
3. 有価証券		75,000		-		21,899	
4. たな卸資産		4,331,448		2,736,466		2,580,829	
5. 繰延税金資産		243,901		109,557		260,066	
6. その他		270,507		358,285		637,721	
貸倒引当金		2,746		602		4,500	
流動資産合計		8,565,726	72.7	5,093,521	67.4	8,556,007	76.8
固定資産							
1. 有形固定資産	1	43,164		54,428		38,390	
2. 無形固定資産							
(1) のれん		-		618,916		-	
(2) ソフトウェア		750,232		237,335		926,644	
(3) 連結調整勘定		141,490		-		128,016	
(4) その他		294,914		8,692		108,827	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,164,654		1,108,055		983,687	
(2) その他		936,476		546,199		519,042	
貸倒引当金		106,243		109,182		116,737	
固定資産合計		3,224,689	27.3	2,464,445	32.6	2,587,870	23.2
資産合計		11,790,415	100.0	7,557,966	100.0	11,143,878	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		513,328		158,990		1,154,052	
2. 短期借入金		2,180,136		147,227		1,568,200	
3. 1年以内償還予定社債		1,260,000		610,000		1,260,000	
4. 賞与引当金		-		21,343		-	
5. その他		673,496		426,067		354,011	
流動負債合計		4,626,960	39.2	1,363,628	18.0	4,336,263	38.9

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
固定負債			%		%		%
1. 社債		850,000		240,000		420,000	
2. 新株予約権付社債		-		1,800,000		2,000,000	
3. 長期借入金		240,000		163,195		240,000	
4. 退職給付引当金		57,144		106,779		53,624	
5. 役員退職慰労引当金		92,142		76,769		100,326	
6. その他		121,917		97,790		25,158	
固定負債合計		1,361,204	11.6	2,484,535	32.9	2,839,109	25.5
負債合計		5,988,165	50.8	3,848,163	50.9	7,175,372	64.4
(少数株主持分)							
少数株主持分		343,191	2.9	-	-	393,366	3.5
(資本の部)							
資本金		2,982,008	25.3	-	-	2,982,008	26.8
資本剰余金		2,427,208	20.6	-	-	2,427,208	21.8
利益剰余金		50,747	0.4	-	-	1,857,309	16.7
その他有価証券評価差額金		177,598	1.5	-	-	201,736	1.8
自己株式		178,505	1.5	-	-	178,505	1.6
資本合計		5,459,058	46.3	-	-	3,575,139	32.1
負債、少数株主持分及び資本合計		11,790,415	100.0	-	-	11,143,878	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	3,082,008	40.8	-	-
2. 資本剰余金		-	-	2,527,208	33.4	-	-
3. 利益剰余金		-	-	1,870,289	24.7	-	-
4. 自己株式		-	-	178,512	2.4	-	-
株主資本合計		-	-	3,560,415	47.1	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		-	-	46,121	0.6	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	46,121	0.6	-	-
少数株主持分		-	-	103,267	1.4	-	-
純資産合計		-	-	3,709,803	49.1	-	-
負債純資産合計		-	-	7,557,966	100.0	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)		
		金額(千円)		百分比	金額(千円)		百分比	金額(千円)		百分比
売上高	1	2,522,282	100.0	1,470,111	100.0	4,318,428	100.0			
売上原価		1,717,962	68.1	949,270	64.6	2,650,652	61.4			
売上総利益		804,319	31.9	520,840	35.4	1,667,776	38.6			
販売費及び一般管理費		1,012,066	40.1	1,081,441	73.5	1,966,965	45.5			
営業損失		207,746	8.2	560,600	38.1	299,189	6.9			
営業外収益										
1. 受取利息		2,530		5,832		5,630				
2. 受取配当金		1,491		524		2,286				
3. 持分法による投資利益		-		23,567		-				
4. 為替差益		-		1,997		123				
5. 為替予約評価益		-		-		4,923				
6. 法人税等還付加算金		-		-		4,815				
7. 貸倒引当金戻入益		4,860		-		-				
8. その他		7,492	0.6	285	2.2	3,298	0.5			
営業外費用										
1. 支払利息		18,376		9,248		32,450				
2. 社債発行費		-		69		46,837				
3. 社債手数料		6,654		3,497		11,040				
4. 新株発行費		928		416		928				
5. 保険積立金解約損失		-		5,448		-				
6. 投資事業組合持分損失		3,945		11,806		10,639				
7. 持分法による投資損失		-		-		53,154				
8. その他		8,913	1.5	9,208	2.7	18,659	4.0			
経常損失		230,190	9.1	568,088	38.6	451,821	10.4			
特別利益										
1. 投資有価証券売却益		17,160		74,907		42,231				
2. 子会社株式売却益		-		902,244		119,419				
3. 持分変動利益		182,051		-		182,051				
4. 固定資産売却益		581		-		581				
5. 過年度子会社監査法人報酬等返還益		-		-		7,619				
6. その他		-	7.9	2,264	66.6	6,700	8.3			
特別損失										
1. 移転関連費用		-		8,031		-				
2. 投資有価証券売却損		-		5,488		-				
3. 固定資産除却損	3	2,444		518		4,202				
4. 棚卸評価損		-		-		1,496,611				

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		
		金額(千円)		百分比	金額(千円)		百分比	金額(千円)		百分比
5. ソフトウェア評価損	4	47,034		%	-		%	59,106		%
6. 契約解除損失		538,164			-			538,164		
7. 前期損益修正損		-			21,354			-		
8. その他		1,527	589,170	23.4	52,190	87,583	6.0	4,512	2,102,597	48.7
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前(当期)純損失()			619,567	24.6		323,744	22.0		2,195,816	50.8
法人税、住民税及び事業税		95,538			19,793			99,873		
法人税等調整額		398,755	303,217	12.0	343,242	363,035	24.7	86,309	13,563	0.3
少数株主利益又は少数株主損失()			48,986	1.9		63,905	4.4		64,012	1.5
中間純利益又は中間(当期)純損失()		365,335	14.5		24,614	1.7		2,273,392	52.6	

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			2,426,755		2,426,755
資本剰余金増加高					
1.ストックオプション行使による新株発行			453		453
資本剰余金中間期末(期末)残高			2,427,208		2,427,208
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			546,642		546,642
利益剰余金増加高					
1.連結子会社除外による増加高		15,120	15,120	15,120	15,120
利益剰余金減少高					
1.配当金		145,679		145,679	
2.中間(当期)純損失		365,335	511,014	2,273,392	2,419,071
利益剰余金中間期末(期末)残高			50,747		1,857,309

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高（千円）	2,982,008	2,427,208	1,857,309	178,505	3,373,403
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	100,000	100,000			200,000
中間純利益			24,614		24,614
連結子会社増加に伴う利益剰余金増加額			350,834		350,834
連結子会社減少に伴う利益剰余金減少額			388,429		388,429
自己株式の取得				6	6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	100,000	100,000	12,980	6	187,012
平成18年 6月30日残高（千円）	3,082,008	2,527,208	1,870,289	178,512	3,560,415

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日残高（千円）	201,736	201,736	393,366	3,968,504
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				200,000
中間純利益				24,614
連結子会社増加に伴う利益剰余金増加額				350,834
連結子会社減少に伴う利益剰余金減少額				388,429
自己株式の取得				6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	155,615	155,615	290,099	445,714
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	155,615	155,615	290,099	258,701
平成18年 6月30日残高（千円）	46,121	46,121	103,267	3,709,803

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益又は税金等調整 前(当期)純損失()		619,567	323,744	2,195,816
減価償却費		246,542	244,031	488,824
連結調整勘定償却額		31,542	27,994	61,515
持分法による投資損失(利益)		-	23,567	53,154
貸倒引当金の増加額(減少額)		53,846	27,802	66,094
退職給付引当金の増加額(減少額)		4,296	4,285	776
役員退職慰労引当金の増加額 (減少額)		25,046	62,423	16,863
受取利息及び配当金		4,021	6,356	7,916
為替予約評価損(評価益)		-	3,208	4,923
支払利息		18,376	9,248	32,450
新株発行費		928	403	928
社債発行費		-	69	46,837
為替差損益		366	63	123
投資事業組合持分損失		3,945	11,806	10,639
投資有価証券売却損		-	5,488	-
投資有価証券売却益		17,160	74,907	42,231
子会社株式売却益		-	902,244	119,419
持分変動損失(利益)		182,051	-	182,051
固定資産除却損		2,444	518	4,202
過年度子会社監査人監査報酬等返還益		-	-	7,619
ソフトウェア評価損		47,034	-	59,106
固定資産売却益		581	-	581
投資有価証券評価損		1,527	3,234	-
売上債権の減少額(増加額)		2,108,710	1,484,975	1,669,306
たな卸資産の減少額(増加額)		1,538,497	91,129	403,885
未収消費税等の減少額(増加額)		144,971	32,172	145,974
前渡金の減少額(増加額)		160,248	349	-
仕入債務の減少額		82,276	1,124,271	557,554
その他		238,709	86,733	180,427
小計		594,286	28,164	843,278
利息及び配当金の受取額		3,491	2,245	5,132
利息の支払額		23,899	13,192	31,531
法人税等の支払額		113,429	41,994	180,709
法人税等の還付額		178,231	-	183,787
過年度子会社監査人監査報酬等返還に よる収入		-	-	7,619
営業活動によるキャッシュ・フロー		638,680	81,106	827,575

		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		37,500	-	235,374
有形固定資産の取得による支出		17,853	213,661	25,473
有形固定資産の売却による収入		-	-	857
無形固定資産の取得による支出		340,817	577	614,150
投資有価証券の取得による支出		-	428,308	3,163
投資有価証券の売却による収入		72,660	209,719	145,297
子会社株式売却による収入		-	-	162,000
連結範囲の変更をともなう子会社株式 の取得による支出		-	330,784	-
連結範囲の変更をともなう子会社株式 の売却による収入		-	73,239	-
貸付けによる支出		150,700	26,607	399,406
貸付金の回収による収入		5,223	108,724	7,890
出資に対する分配金収入		-	12,031	-
その他		33,622	19,831	38,653
投資活動によるキャッシュ・フロー		360,363	576,391	452,120
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額		824,864	768,200	1,436,800
長期借入による収入		200,000	250,000	200,000
新株予約権付社債の発行による収入		-	-	1,953,162
社債の償還による支出		1,230,000	830,000	1,660,000
株式の発行による収入		862	-	862
子会社増資による収入		-	-	555,665
少数株主への株式の発行による収入		555,665	5,000	-
自己株式の取得による支出		-	6	-
配当金の支払額		145,679	-	145,679
その他		6,654	197,380	11,040
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,440,669	1,145,826	543,828
現金及び現金同等物に係る換算差額		24	63	24
現金及び現金同等物の増加額(減少額)		1,162,328	1,803,262	168,349
現金及び現金同等物の期首残高		3,467,733	3,061,419	3,467,733
連結除外による現金及び現金同等物減少高		237,964	-	237,964
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高		2,067,440	1,258,156	3,061,419

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社名 エンプレックス㈱ イーシーアールエム・ラボ㈱</p> <p>なお、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりましたダイナシステム㈱につきましては、当中間連結会計期間における第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。但し、平成17年1月1日から平成17年6月30日(みなし売却日)までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 1社 非連結子会社名 易悉通信息技术(上海)有限公司 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性に乏しいため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 6社 連結子会社名 イーラボ㈱ イーシステムファイナンス㈱ ECコンシェルジュ㈱ テクノブレン㈱ ㈱アイカル ㈱コンピューター利用技術研究所 ECコンシェルジュ㈱は、当中間連結会計期間において新たに設立したため連結の範囲に含めております。 テクノブレン㈱、㈱アイカル及び㈱コンピューター利用技術研究所は、当中間連結会計期間において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 また、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりましたエンプレックス㈱につきましては、当中間連結会計期間において株式の一部を売却したことにより、当社持分比率が低下したことから、連結の範囲から除外しております。但し、平成18年1月1日から平成18年6月30日(みなし売却日)までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 1社 非連結子会社名 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社名 エンプレックス㈱ イーラボ㈱ イーシステムファイナンス㈱</p> <p>なお、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりましたダイナシステム㈱につきましては、当連結会計年度における第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。ただし、平成17年1月1日から平成17年6月30日(みなし売却日)までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。 イーシーアールエム・ラボ㈱は、平成17年10月1日より、イーラボ㈱に商号を変更しております。 イーシステムファイナンス㈱は、平成17年12月7日に設立いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 1社 非連結子会社名 易悉通信息技术(上海)有限公司 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性に乏しいため連結の範囲から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社名 ダイナシステム(株)</p> <p>ダイナシステム(株)は、当中間連結会計期間における第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(易悉通信息技术(上海)有限公司)及び関連会社(株)M I S)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性に乏しいため持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 2社 会社名 ダイナシステム(株) エンプレックス(株)</p> <p>エンプレックス(株)は、当中間連結会計期間における株式の一部売却に伴う持分比率の低下により、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(易悉通信息技术(上海)有限公司)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性に乏しいため持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>なお、(株)M I Sについては、当中間連結会計期間に株式を全て売却しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社名 ダイナシステム(株)</p> <p>ダイナシステム(株)は、当連結会計年度における第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。ただし、持分法投資損益については、平成17年7月1日から平成17年12月31日までの損益をもとに計算しております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(易悉通信息技术(上海)有限公司)及び関連会社(株)M I S)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうちエンプレックス(株)の中間決算日は5月31日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち(株)アイカルの中間決算日は5月31日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうちエンプレックス(株)の決算日は11月30日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産</p> <p>仕掛品、ソフトウェア使用許諾権 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 同左</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法によっております。</p> <p>たな卸資産 商品 個別法による原価法によっております。 仕掛品、ソフトウェア使用許諾権 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 同左</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>たな卸資産 商品 同左</p> <p>仕掛品、ソフトウェア使用許諾権 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 工具器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(ハ) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による当中間連結会計期間末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(ハ) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(ハ) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による当連結会計年度末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>役員退任慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(二) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>売上高</p> <p>売上高のうち、開発期間が1年以上かつ受注金額が1億円以上の受託開発は進行基準によっております。</p> <p>ソフトウェア使用許諾権の処理方法</p> <p>ソフトウェア使用許諾権のうち、顧客関係構築システムについては、許諾権および更新料だけを販売したものは、ソフトウェア等販売の売上原価で処理しております。それ以外のソフトウェア使用許諾権は、払出時にS Iビジネスサービスもしくはライセンス等ビジネスサービスの売上原価の経費で処理しております。</p> <p>ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料で、更新期限の到来したものは、到来した時点で全額販売費及び一般管理費で処理しております。</p>	<p>(二) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>売上高</p> <p>同左</p> <p>ソフトウェア使用許諾権の処理方法</p> <p>同左</p> <p>ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料については、更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を全額販売費及び一般管理費で処理しております。</p>	<p>(二) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>売上高</p> <p>同左</p> <p>ソフトウェア使用許諾権の処理方法</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料は、従来更新期限が到来した時点で費用処理しておりましたが、金額的重要性が増してきたため、当連結会計年度より更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を費用処理することといたしました。</p> <p>この結果、従来の方法による場合と比較して、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ1,591千円多く計上されております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(ホ) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(ヘ) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(ホ) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(ホ) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準		<p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は3,606,536千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	
固定資産の減損に係る会計基準		<p>当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「投資有価証券」は、前中間連結会計期間末まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「投資有価証券」は423,080千円であります。</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)により、証券取引法第2条第2項において、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資を有価証券とみなすこととされたことに伴い、前中間連結会計期間末まで、投資その他の資産の「その他」に含めていた投資事業組合への出資金を、当中間連結会計期間より「投資有価証券」に計上しております。</p> <p>この変更により、「投資有価証券」は268,230千円増加し、投資その他の資産の「その他」は同額減少しております。</p> <p>「前渡金」として処理しておりました「ソフトウェア使用許諾権」については、金額的重要性が高まったこと及び表示科目の明瞭性の観点から、「たな卸資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「前渡金」には、ソフトウェア使用許諾権が4,144,392千円含まれております。</p> <p>前中間連結会計期間末まで区分掲記しておりました「前渡金」(当中間連結会計期間末の残高は36,734千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>「投資事業組合持分損失」は、前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「投資事業組合持分損失」の金額は3,702千円であります。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度 (平成17年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 62,897千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 86,004千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 71,821千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 95,211千円 給料手当 282,557千円 業務委託費 177,893千円 退職給付費用 6,554千円 役員退職慰労引当金繰入額 4,951千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 業務委託費 225,017千円 給料手当 188,100千円 支払手数料 94,646千円 役員報酬 93,960千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 191,998千円 給料手当 498,194千円 業務委託費 343,933千円 退職給付費用 9,369千円 役員退職慰労引当金繰入額 13,135千円 貸倒引当金繰入額 72,146千円
2 固定資産売却益の内訳 車両運搬具 581千円	2	2 固定資産売却益の内訳 車両運搬具 581千円
3 固定資産除却損の内訳 建物 1,911千円 工具器具備品 532千円	3 固定資産除却損の内訳 建物 15千円 工具器具備品 503千円	3 固定資産除却損の内訳 建物 3,228千円 工具器具備品 973千円
4 契約解除損失は、T I S 株式会社との販売契約解除に伴うものであります。	4	4 契約解除損失は、T I S 株式会社との販売契約解除に伴うものであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	147,013	5,324		152,337
合計	147,013	5,324		152,337
自己株式				
普通株式	1,309	0		1,309
合計	1,309	0		1,309

(注)普通株式の発行済株式の増加は、新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成12年新株予約権	普通株式	3,814			3,814	
	平成13年新株予約権(注)1	普通株式	1,218		240	978	
	平成15年新株予約権(注)1	普通株式	432		54	378	
	平成16年新株予約権(注)1	普通株式	417		67	350	
	平成17年新株予約権(注)2、3	普通株式	28,571	24,670	5,324	47,917	
合計			34,452	24,670	5,685	53,437	

(注)1. 当中間連結会計期間の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

2. 当中間連結会計期間の増加は、転換価格の修正によるものであります。

3. 当中間連結会計期間の減少は、新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

3. 配当金に関する事項

当中間連結会計期間(自平成18年1月1日至平成18年6月30日)における該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 <u>2,067,440</u>	現金及び預金勘定 <u>1,258,156</u>	現金及び預金勘定 <u>3,039,519</u>
現金及び現金同等物 <u>2,067,440</u>	現金及び現金同等物 <u>1,258,156</u>	有価証券勘定 <u>21,899</u>
		現金及び現金同等物 <u>3,061,419</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																																																
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">13,678</td> <td style="text-align: right;">7,703</td> <td style="text-align: right;">5,974</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">157,875</td> <td style="text-align: right;">73,610</td> <td style="text-align: right;">84,265</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">171,553</td> <td style="text-align: right;">81,314</td> <td style="text-align: right;">90,239</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	車両運搬具	13,678	7,703	5,974	工具器具備品	157,875	73,610	84,265	合計	171,553	81,314	90,239	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1.リース物件の取得価額相当額、減損損失累計額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">7,526</td> <td style="text-align: right;">3,010</td> <td style="text-align: right;">4,515</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">130,951</td> <td style="text-align: right;">52,453</td> <td style="text-align: right;">78,497</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">138,477</td> <td style="text-align: right;">55,463</td> <td style="text-align: right;">83,013</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	車両運搬具	7,526	3,010	4,515	工具器具備品	130,951	52,453	78,497	合計	138,477	55,463	83,013	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">15,526</td> <td style="text-align: right;">10,124</td> <td style="text-align: right;">5,401</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">188,341</td> <td style="text-align: right;">84,998</td> <td style="text-align: right;">103,343</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">203,867</td> <td style="text-align: right;">95,122</td> <td style="text-align: right;">108,745</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	車両運搬具	15,526	10,124	5,401	工具器具備品	188,341	84,998	103,343	合計	203,867	95,122	108,745
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																															
車両運搬具	13,678	7,703	5,974																																															
工具器具備品	157,875	73,610	84,265																																															
合計	171,553	81,314	90,239																																															
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																															
車両運搬具	7,526	3,010	4,515																																															
工具器具備品	130,951	52,453	78,497																																															
合計	138,477	55,463	83,013																																															
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																															
車両運搬具	15,526	10,124	5,401																																															
工具器具備品	188,341	84,998	103,343																																															
合計	203,867	95,122	108,745																																															
<p>2.未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">31,842千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">60,348千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">92,190千円</td> </tr> </table>	1年内	31,842千円	1年超	60,348千円	合計	92,190千円	<p>2.未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">27,588千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">56,254千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,842千円</td> </tr> </table>	1年内	27,588千円	1年超	56,254千円	合計	83,842千円	<p>2.未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">32,927千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">76,708千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">109,636千円</td> </tr> </table>	1年内	32,927千円	1年超	76,708千円	合計	109,636千円																														
1年内	31,842千円																																																	
1年超	60,348千円																																																	
合計	92,190千円																																																	
1年内	27,588千円																																																	
1年超	56,254千円																																																	
合計	83,842千円																																																	
1年内	32,927千円																																																	
1年超	76,708千円																																																	
合計	109,636千円																																																	
<p>3.支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">17,987千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">17,155千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">833千円</td> </tr> </table>	支払リース料	17,987千円	減価償却費相当額	17,155千円	支払利息相当額	833千円	<p>3.支払リース料、リース資産減損助定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">17,401千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">16,812千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">796千円</td> </tr> </table>	支払リース料	17,401千円	減価償却費相当額	16,812千円	支払利息相当額	796千円	<p>3.支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">38,614千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">37,213千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,859千円</td> </tr> </table>	支払リース料	38,614千円	減価償却費相当額	37,213千円	支払利息相当額	1,859千円																														
支払リース料	17,987千円																																																	
減価償却費相当額	17,155千円																																																	
支払利息相当額	833千円																																																	
支払リース料	17,401千円																																																	
減価償却費相当額	16,812千円																																																	
支払利息相当額	796千円																																																	
支払リース料	38,614千円																																																	
減価償却費相当額	37,213千円																																																	
支払利息相当額	1,859千円																																																	
<p>4.減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額)とする定額法によっております。</p>	<p>4.減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>4.減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																																
<p>5.利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。</p>	<p>5.利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>5.利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																																
	<p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>																																																	

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
株式	104,559	405,321	300,762
その他 証券投資信託	30,395	31,034	639
合計	134,954	436,356	301,401

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:千円)

	中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	177,008
非上場債券	187,500
投資事業有限責任組合出資金	268,230

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について1,527千円減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額については減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
株式	309,309	155,007	154,301
その他 証券投資信託	360	582	222
合計	309,669	155,589	154,079

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:千円)

	中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	514,000
投資事業有限責任組合出資金	241,314

前連結会計期間末 (平成17年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 千円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
株式	108,008	447,053	339,044
合計	108,008	447,053	339,044

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位: 千円)

	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	9
FFF	21,890
非上場株式	152,000
投資事業有限責任組合出資金	264,334

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 取引の状況に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
(1) 取引の内容、取組方針及び利用目的	当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び通貨オプション取引であります。当該デリバティブ取引は、外貨建債務の為替変動リスクを回避することを目的として利用しております。 デリバティブ取引は、将来の為替の変動に対するリスクヘッジを主な目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
(2) 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引自体に付随する独自のリスクのうち主要なものとしては、市場リスク及び信用リスクがあります。当社は外貨建債務の抱える市場リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用しておりますので、当該取引に係る市場リスクはヘッジ対象である現物の時価変動と相殺される関係にあります。また、デリバティブ取引の契約先は格付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
(3) 取引に係るリスク管理体制	当社におけるデリバティブ取引の執行・管理は担当部門が取引権限や報告ルール等について定めた社内規程に基づき行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：千円)

区分	種類	当中間連結会計期間 (平成18年6月30日現在)			
		契約額等		時価	評価差益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約 米ドル	137,657	95,301	139,372	1,715
合計		137,657	95,301	139,372	1,715

前連結会計年度（自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日）

1．取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
(1) 取引の内容、取組方針及び利用目的	<p>当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び通貨オプション取引であります。当該デリバティブ取引は、外貨建債務の為替変動リスクを回避することを目的として利用しております。</p> <p>デリバティブ取引は、将来の為替の変動に対するリスクヘッジを主な目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p>
(2) 取引に係るリスクの内容	<p>デリバティブ取引自体に付随する独自のリスクのうち主要なものとしては、市場リスク及び信用リスクがあります。当社は外貨建債務の抱える市場リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用しておりますので、当該取引に係る市場リスクはヘッジ対象である現物の時価変動と相殺される関係にあります。また、デリバティブ取引の契約先は格付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>
(3) 取引に係るリスク管理体制	<p>当社におけるデリバティブ取引の執行・管理は担当部門が取引権限や報告ルール等について定めた社内規程に基づき行っております。</p>

2．取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：千円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成17年12月31日現在)			
		契約額等		時価	評価差益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約 米ドル	158,835	116,479	163,758	4,923
合計		158,835	116,479	163,758	4,923

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)

(単位:千円)

	SIビジネス 事業	ライセンス等 ビジネスサー ビス事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,298,967	1,223,314	2,522,282	-	2,522,282
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,298,967	1,223,314	2,522,282	-	2,522,282
営業費用	1,421,321	981,133	2,402,455	327,573	2,730,028
営業利益又は営業損失()	122,354	242,180	119,826	327,573	207,746

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

(単位:千円)

	SIビジネス 事業	ライセンス等 ビジネスサー ビス事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	534,876	935,235	1,470,111	-	1,470,111
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	8,335	8,335	8,335	-
計	534,876	943,570	1,478,446	8,335	1,470,111
営業費用	623,154	1,104,171	1,727,326	303,385	2,030,711
営業利益又は営業損失()	88,278	160,601	248,880	311,720	560,600

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

（単位：千円）

	S Iビジネス事業	ライセンス等ビジネス事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
（1）外部顧客に対する売上高	2,003,960	2,314,467	4,318,428	-	4,318,428
（2）セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,003,960	2,314,467	4,318,428	-	4,318,428
営業費用	2,147,257	1,845,907	3,993,164	624,452	4,617,617
営業利益又は営業損失（ ）	143,297	468,560	325,263	624,452	299,189

（注）1．事業区分の方法

サービスの種類、性質、業務形態の類似性を考慮して区分しております。

2．各区分に属する主要なサービスの名称

S Iビジネス事業

CRMコンサルティング、インテグレーション、テクニカルサポート、アプリケーションサポート

その他CRMアプリケーションサポート

ライセンス等ビジネスサービス事業

eMplexCRM販売・導入サービス、WEB DYNAPRO販売・導入サービス、グプタ製品販売・導入サービス

3．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

（単位：千円）

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	327,573	303,580	624,452	提出会社の総務部門等、一般管理部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 37,466円77銭 1株当たり中間純損失 金額 2,507円45銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在するものの1株当たり中間 純損失が計上されているため記載し ておりません。	1株当たり純資産額 23,879円92銭 1株当たり中間純利益 金額 166円32銭 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 140円38銭	1株当たり純資産額 24,537円0銭 1株当たり当期純損失 15,603円2銭 金額 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株 式が存在するものの1株当たり当期 純損失が計上されているため記載し ておりません。

(注) 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の
基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間純利益又は中間(当 期)損失金額			
中間純利益又は中間(当期)純損 失()(千円)	365,335	24,614	2,273,392
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中 間(当期)純損失()(千円)	365,335	24,614	2,273,392
期中平均株式数(株)	145,700	147,998	145,702
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益額			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に用いられ た普通株式増加数の主要な内訳 (千株)			
転換社債型新株予約権付社債	-	27,340	-
普通株式増加数(株)		27,340	
(うち新株予約権)		-	
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株引受権方式によるス tockオプション 平成12年9月12日臨時 株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時 株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時 株主総会決議 386株 平成13年8月1日臨時 株主総会決議 832株 新株予約権方式によるス tockオプション 平成15年3月27日定時 株主総会決議 585個 平成16年3月26日定時 株主総会決議 499個	新株引受権方式によるス tockオプション 平成12年9月12日臨時 株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時 株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時 株主総会決議 146株 平成13年8月1日臨時 株主総会決議 832株 新株予約権方式によるス tockオプション 平成15年3月27日定時 株主総会決議 378個 平成16年3月26日定時 株主総会決議 350個	新株引受権方式によるス tockオプション 平成12年9月12日臨時 株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時 株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時 株主総会決議 386株 平成13年8月1日臨時 株主総会決議 832株 新株予約権方式によるス tockオプション 平成15年3月27日定時 株主総会決議 432個 平成16年3月26日定時 株主総会決議 417個

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)</p>
<p>・損害賠償請求訴訟について 当社は、T I S株式会社よりソフトウェア使用許諾権の販売契約解除に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを平成17年7月15日に東京地方裁判所に提起されました。これに対し、当社は平成17年8月25日、T I S株式会社に対して、損害賠償請求訴訟(請求額4億6,480万円)を東京地方裁判所に提起致しました。本件は、T I S株式会社による違法な行為により当社が被った損害の賠償を求めるものであり、平成17年7月15日にT I S株式会社より当社に対し提起された、損害賠償債務不存在確認請求訴訟の反訴として提起したものであります。</p> <p>・新株予約権付社債の発行について 当社は、平成17年9月6日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当発行を決議し、平成17年9月22日に発行致しました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 発行総額 2,000,000千円 2. 発行価額 額面100円につき金100円 3. 利率 本社債には利息は付さない。 4. 払込期日及び発行日 平成17年9月22日</p>	<p>・新株予約権の発行及び権利行使について 平成18年7月21日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 新株予約権の名称 イーシステム株式会社第1回新株予約権 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、25,000,000円を行使価額(以下に定義する。)で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる(以下「割当株式数」という。)。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>3. 本新株予約権の総数 200個 4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金1,250,000円 5. 新株予約権の払込金額の総額 金250,000,000円 6. 申込期間 平成18年8月7日 7. 割当日及び払込期日 平成18年8月8日 8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全てウェル・フィールド証券株式会社に割当てる。 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額とする。</p>	<p>・株式交換に関する覚書の締結 当社および株式会社ジャレコは、日本市場におけるCRM導入の加速等を目的として、平成18年1月30日に両社の取締役会において、今後の経営の交流を前提として平成18年5月1日に株式交換を行う予定とする決議を行い、覚書を締結しました。これにより当社は、平成18年3月28日に開催される定時株主総会の株式交換契約承認決議を前提として、株式会社ジャレコの完全子会社となり、大阪証券取引所(ヘラクレス市場)において上場廃止を予定しております。</p> <p>・株式会社アイカルの株式取得による子会社化 当社は、平成18年2月10日、ITXネクストリーム1号投資事業組合(ITXN)と連携し、株式会社アイカルの第三者割当増資の引受及び株式譲渡契約により子会社化することに関してITXN並びに株式会社コンピューター利用技術研究所、株式会社アイカル及び前2社の代表取締役である執行信昭氏と合意書を締結することを取締役会決議いたしました。</p> <p>会社となる会社の概要(平成18年2月10日現在)</p> <p>(1)商号 株式会社アイカル (2)本社所在地 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 (3)設立年月日 平成14年12月2日 (4)代表者 代表取締役社長 執行信昭 (5)資本金 114,500千円 (6)事業内容 多次元データベース「CACHE」販売・関連システム開発・保守等 (7)従業員数 25名 (8)発行済株式数 4,040株 (9)株主 株式会社コンピューター利用技術研究所、執行信昭</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>5. 新株予約権の内容</p> <p>(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(4)号 記載の転換価額（ただし、本項第(4)号 又は によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株の100分の1未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1株の100分の1の整数倍の端数を生じたときは端株として端株原簿に記載又は記録する。</p> <p>(2)発行する新株予約権の総数 20個</p> <p>(3)新株予約権の発行価額 無償</p> <p>(4)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額</p> <p>本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初70,000円とする。</p>	<p>(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初27,405円（以下「当初行使価額」という。）とする。</p> <p>10. 行使価額の修正</p> <p>平成18年8月9日（水）以降、行使価額は、行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日（但し、売買高加重平均価格の算出されない取引日を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の約50%である13,703円（但し、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。本要項において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）が開設されている日をいう。</p> <p>11. 行使価額の調整</p> <p>(1)当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$	<p>株式取得の概要</p> <p>アイカル既存株主からITXNに対するアイカル株式譲渡</p> <p>譲渡株式数 普通株式 4,040株 譲渡価額 1株につき金16,400円 譲渡日 平成18年2月13日 譲渡主 株式会社コンピューター利用技術研究所、執行信昭</p> <p>アイカルからITXNに対する第三者割当増資</p> <p>発行新株式数 普通株式 4,651株 発行価額 1株につき金17,200円 払込期日 平成18年2月24日</p> <p>アイカルからイーシステムに対する第三者割当増資</p> <p>発行新株式数 普通株式 5,814株 発行価額 1株につき金17,200円 払込期日 平成18年4月21日（予定）</p> <p>ITXNからイーシステムに対するアイカル株式譲渡</p> <p>譲渡株式数 普通株式 2,020株 譲渡価額 1株につき金17,200円 譲渡日 平成18年4月21日（予定）</p> <p>エプリバスジャパン株式会社の事業終了について</p> <p>当社の取引先であるエプリバスジャパン株式会社（以下「同社」）より平成18年1月9日に同社が事業を終了するという通知を受けました。</p> <p>当社は、同社の販売代理店であり、同社製ソフトウェアを当社顧客に販売すると同時に、サポートサービス契約を締結しております。この契約の履行のため同社ともサポートサービス契約を締結しサービスの提供を受けております。当社は、同社の債務整理を行う代理人に対し、保守料返還及び今後当社が顧客に対するサポートサービスを継続して履行するために必要な情報提供の要請を行っております。今後、同社よりサポートサービスの提供を受けられない場合、当社は顧客に対するサポートサービス提供義務を履行できない可能性があります。当該事象が当社の営業活動及び財務諸表に与える影響は、不明であります。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、12月、3月、6月及び9月の各月の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、主要な取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。))が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPのある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の各取引日のVWAPの平均値に相当する金額円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。本新株予約権付社債の要項において、主要な取引所とは、当初は株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)とし、株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)において当社普通株式が取引されなくなった場合には、当社が指定する他の証券取引所をいう。また、「取引日」とは、主要な取引所が開設されている日をいう。</p> <p>転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行株式数 + 新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額 ÷ 時価) ÷ (既発行株式数 + 新発行・処分株式数)</p> <p>(5)新株予約権の行使請求期間 平成17年9月23日から平成20年9月21日まで。</p>	<p>(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>(6)新株予約権の行使の条件 当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(7)新株予約権の消却事由及び消却の条件 消却事由は定めない。</p> <p>(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本項第(4)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号又はによって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)とする。 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(9)代用払込みに関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。</p> <p>6. 償還期限 社債は、平成20年9月22日にその総額を償還する。</p> <p>7. 募集方法 第三者割当の方法により、全額をSandringham Fund SPC Ltd.に割り当てる。</p> <p>8. 新株予約権付社債の手取金の使途 全額運転資金に充当する予定であります。</p>	<p>本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。</p> <p>ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
	<p> 本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 </p> <p> この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。 </p> $ \text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}} $ <p> この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。 </p> <p> (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 </p> <p> 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 </p> <p> (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。 </p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(6)第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>12. 本新株予約権を行使することができる期間 平成18年8月9日から平成21年8月8日(第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日)までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。</p> <p>13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 (1)当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(2)当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の20営業日以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(3)本新株予約権者は、当社に対して、20営業日以上前までに通知することにより、自らの所有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得するよう請求することができる。</p> <p>15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>17. 本新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由</p> <p>当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、金1,250,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額とした。</p> <p>また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、平成18年7月20日の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の終値を5%上回る額とした。</p> <p>19. 新株予約権の行使の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(3)本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部(以下「行使書類等」という。)が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日(以下「効力発生日」という。)に発生する。</p> <p>20. 株券の交付方法 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>21. 行使請求受付場所 イーシステム株式会社 東京本社</p> <p>22. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店</p> <p>23. 剰余金の配当 剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。</p> <p>24. その他 (1)その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 (2)本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。 (3)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>なお、上記新株予約権は、平成18年9月22日現在8個が行使されており、発行済株式総数は10,173株、資本金及び資本準備金はそれぞれ104,946千円増加している。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
(資産の部)			%		%		%
流動資産							
1.現金及び預金		1,712,441		930,412		2,480,699	
2.受取手形		9,468		2,106		800	
3.売掛金		1,427,301		498,706		1,806,750	
4.有価証券		75,000		-		21,899	
5.たな卸資産		4,511,142		2,682,498		2,696,691	
6.短期貸付金		-		921,698		1,576,856	
7.繰延税金資産		155,059		12,712		358,026	
8.その他	3	297,230		89,719		289,950	
貸倒引当金		179		344		655	
流動資産合計		8,187,466	74.5	5,137,509	73.5	9,231,018	86.9
固定資産							
1.有形固定資産	1	25,221		39,568		22,775	
2.無形固定資産							
(1)ソフトウェア		501,004		211,825		340,252	
(2)その他		1,339		1,339		1,339	
無形固定資産合計		502,343		213,164		341,591	
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券		989,678		441,314		267,520	
(2)関係会社株式		647,828		911,014		439,255	
(3)繰延税金資産		396,101		28,027		79,615	
(4)その他	2	235,165		221,984		241,926	
投資その他の資産合計		2,268,774		1,602,340		1,028,317	
固定資産合計		2,796,339	25.5	1,855,072	26.5	1,392,683	13.1
資産合計		10,983,805	100.0	6,992,582	100.0	10,623,702	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1.買掛金		921,429		202,653		1,219,495	
2.短期借入金		2,100,000		-		1,350,000	
3.1年以内償還予定社債		1,260,000		610,000		1,260,000	
4.株式売却未実現利益	4	-		309,721		777,481	
5.その他		328,502		270,715		225,808	
流動負債合計		4,609,931	42.0	1,393,090	19.9	4,832,785	45.5

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
固定負債			%		%		%
1. 社債		850,000		240,000		420,000	
2. 新株予約権付社債		-		1,800,000		2,000,000	
3. 退職給付引当金		52,225		44,524		47,877	
4. 役員退職慰労引当金		92,142		37,902		100,326	
固定負債合計		994,368	9.0	2,122,426	30.4	2,568,203	24.2
負債合計		5,604,300	51.0	3,515,517	50.3	7,400,989	69.7
(資本の部)							
資本金		2,982,008	27.2	-	-	2,982,008	28.1
資本剰余金							
1. 資本準備金		2,427,208		-		2,427,208	
資本剰余金合計		2,427,208	22.1	-	-	2,427,208	22.8
利益剰余金							
1. 任意積立金							
特別償却準備金		2,619		-		2,619	
2. 中間(当期)未処分利益		31,460		-		2,010,774	
利益剰余金合計		28,840	0.3	-	-	2,008,155	18.9
その他有価証券評価差額金		177,633	1.6	-	-	156	0.0
自己株式		178,505	1.6	-	-	178,505	1.7
資本合計		5,379,505	49.0	-	-	3,222,713	30.3
負債・資本合計		10,983,805	100.0	-	-	10,623,702	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	3,082,008	44.1	-	-
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-		2,527,208		-	
資本剰余金合計		-	-	2,527,208	36.1	-	-
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
特別償却準備金		-		1,746		-	
繰越利益剰余金		-		1,956,680		-	
利益剰余金合計		-	-	1,954,933	28.0	-	-
4. 自己株式		-	-	178,512	2.5	-	-
株主資本合計		-	-	3,475,771	49.7	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		-	-	1,293	0.0	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	1,293	0.0	-	-
純資産合計		-	-	3,477,064	49.7	-	-
負債純資産合計		-	-	6,992,582	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	百分比	金額 (千円)	百分比	金額 (千円)	百分比
			%		%		%
売上高		1,966,841	100.0	1,047,220	100.0	3,198,250	100.0
売上原価		1,490,264	75.8	856,706	81.8	2,384,108	74.5
売上総利益		476,576	24.2	190,514	18.2	814,142	25.5
販売費及び一般管理 費		737,467	37.5	671,103	64.1	1,296,510	40.6
営業損失		260,890	13.3	480,588	45.9	482,367	15.1
営業外収益	1	22,440	1.1	33,363	3.2	37,710	1.2
営業外費用	2	33,210	1.6	28,468	2.7	106,431	3.3
経常損失		271,660	13.8	475,694	45.4	551,088	17.2
特別利益	3	17,160	0.9	962,278	91.9	175,934	5.5
特別損失	4	589,170	30.0	32,430	3.1	2,211,581	69.2
税引前中間純利益又は 税引前中間(当期)純損失()		843,670	42.9	454,153	43.4	2,586,735	80.9
法人税、住民税及び 事業税		3,510		4,811		4,430	
法人税等調整額		334,709	331,199	396,121	400,932	99,380	94,950
中間純利益又は中間 (当期)純損失()		512,471	26.1	53,221	5.1	2,491,785	77.9
前期繰越利益		481,011		-		481,011	
中間(当期)未処理 損失		31,460		-		2,010,774	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高（千円）	2,982,008	2,427,208	2,619	2,010,774	178,505	3,222,557
中間会計期間中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	100,000	100,000				200,000
特別償却準備金の取崩			873	873		-
中間純利益				53,221		53,221
自己株式の取得					6	6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）						
中間会計期間中の変動額合計（千円）	100,000	100,000	873	54,094	6	253,215
平成18年 6月30日残高（千円）	3,082,008	2,527,208	1,746	1,956,680	178,512	3,475,771

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成17年12月31日残高（千円）	156	3,222,713
中間会計期間中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		200,000
特別償却準備金の取崩		
中間純利益		53,221
自己株式の取得		6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	1,137	1,137
中間会計期間中の変動額合計（千円）	1,137	254,351
平成18年 6月30日残高（千円）	1,293	3,477,064

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2)</p> <p>(3) たな卸資産 商品 製品、原材料 先入先出法による原価法によっております。 仕掛品 個別法による原価法によっております。 ソフトウェア使用許諾権 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 同左 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法によっております</p> <p>(3) たな卸資産 商品 個別法による原価法によっております。 製品、原材料 同左 仕掛品 同左 ソフトウェア使用許諾権 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 同左 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 同左 製品、原材料 同左 仕掛品 同左 ソフトウェア使用許諾権 同左 貯蔵品 同左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 工具器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、当社退職金規程に基づく自己都合による中間期末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、当社退職金規程に基づく自己都合による期末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
5. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 売上高 売上高のうち、開発期間が1年以上かつ受注金額が1億円以上の受託開発は進行基準によっております。</p> <p>(2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 ソフトウェア使用許諾権のうち、顧客関係構築システムについて許諾権および更新料だけを販売したものは、ソフトウェア等販売の売上原価で処理しております。それ以外のソフトウェア使用許諾権は、払出時にS Iビジネスサービスもしくはライセンス等ビジネスサービスの売上原価の経費(ハードウェア等)で処理しております。</p> <p>ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料で、更新期限の到来したものは、到来した時点で全額販売費及び一般管理費で処理しております。</p>	<p>(1) 売上高 同左</p> <p>(2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同左</p> <p>ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料については、更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を全額販売費及び一般管理費として処理しております</p>	<p>(1) 売上高 同左</p> <p>(2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同左</p> <p>同左</p> <p>(追加情報) ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料は、従来更新期限が到来した時点で費用処理しておりましたが、金額的重要性が増してきたため、当事業年度より更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を費用処理することとしております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合と比較して、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ1,591千円多く計上されております。</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
6. リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準		<p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は3,477,064千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	
固定資産の減損に係る会計基準		<p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「前渡金」として処理しておりました「ソフトウェア使用許諾権」については、金額的重要性が高まったこと及び表示科目の明瞭性の観点から、「たな卸資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間期末の「前渡金」にはソフトウェア使用許諾権が4,144,392千円含まれております。</p> <p>前中間期まで区分掲記しておりました「前渡金」(当中間期末の残高は36,734千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>「投資有価証券」は、前中間期まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記致しました。</p> <p>なお、前中間期末の「投資有価証券」は369,265千円であります。</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)により、証券取引法第2条第2項において、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資を有価証券とみなすこととされたことに伴い、前中間期まで投資その他の資産の「その他」に含めていた投資事業組合への出資金を、当中間期より「投資有価証券」に計上しております。</p> <p>この変更により、「投資有価証券」は268,230千円増加し、投資その他の資産の「その他」は同額減少しております。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「短期貸付金」は、前中間期まで、流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記致しました。</p> <p>なお、前中間期の「短期貸付金」は154,084千円あります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 55,100千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 58,340千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 60,226千円
2 投資その他の資産に係る貸倒引 当金 92,687千円	2 投資その他の資産に係る貸倒引 当金 103,182千円	2 投資その他の資産に係る貸倒引 当金 103,180千円
3 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等 は、相殺の上、金額的重要性が乏 しいため、流動資産の「その他」 に含めて表示しております。	3 消費税等の取扱い 同左	3
4	4 株式売却未実現利益 過年度に保有有価証券を子会社 に売却した際に発生した売却益を 繰り延べたものであります。	4 株式売却未実現利益 保有有価証券を子会社に売却し た際に発生した売却益を繰り延べ たものであります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 6,901千円 業務受託手数料 5,600千円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 11,577千円 社債利息 5,860千円 新株発行費 43千円 社債手数料 6,654千円 投資事業組合持分損失 3,945千円 3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 17,160千円 4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 2,444千円 契約解除損失(注) 538,164千円 ソフトウェア評価損 47,034千円 (注) 契約解除損失は、T I S 株式会社との販売契約解除に伴うものであります。 5 減価償却実施額 有形固定資産 5,743千円 無形固定資産 172,997千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 25,799千円 業務受託手数料 5,320千円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 1,530千円 社債利息 2,682千円 新株発行費 403千円 社債手数料 3,391千円 投資事業組合持分損失 11,806千円 3 特別利益の主要項目 関係会社株式売却益 492,208千円 株式売却未実現利益戻入 467,759千円 (注) 過年度に保有有価証券を子会社に売却した際に発生した売却益の戻入であります。 4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 518千円 移設関連費用 8,031千円 前期損益修正損 21,354千円 投資有価証券売却損 2,525千円 5 減価償却実施額 有形固定資産 5,030千円 無形固定資産 128,900千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 13,226千円 為替予約評価益 4,923千円 業務受託手数料 10,070千円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 18,327千円 社債利息 9,982千円 社債発行費 46,837千円 新株発行費 43千円 社債手数料 11,040千円 投資事業組合持分損失 10,639千円 3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 175,934千円 4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 4,202千円 棚卸評価損 1,496,611千円 契約解除損失(注) 538,164千円 ソフトウェア評価損 59,016千円 関係会社株式評価損 108,983千円 (注) 契約解除損失は、T I S 株式会社との販売契約解除に伴うものであります。 5 減価償却実施額 有形固定資産 10,998千円 無形固定資産 325,937千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,309	0		1,309
合計	1,309	0		1,309

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)				前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1.リース物件の取得価額相当額、減損損失累計額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車両運搬具	13,678	7,703	5,974	車両運搬具	7,526	3,010	4,515	車両運搬具	15,526	10,124	5,401
工具器具備品	121,847	67,549	54,297	工具器具備品	77,568	37,184	40,384	工具器具備品	125,886	73,051	52,835
合計	135,526	75,253	60,272	合計	85,094	40,194	44,900	合計	141,412	83,175	58,237
2.未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 24,659千円 1年超 37,499千円 合計 62,159千円				2.未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 16,992千円 1年超 28,587千円 合計 45,580千円				2.未経過リース料期末残高相当額 1年内 20,579千円 1年超 38,418千円 合計 58,998千円			
3.支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 14,336千円 減価償却費相当額 13,552千円 支払利息相当額 759千円				3.支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 11,958千円 減価償却費相当額 11,474千円 支払利息相当額 620千円				3.支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 28,939千円 減価償却費相当額 27,724千円 支払利息相当額 1,581千円			
4.減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零(残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額)とする定額法によっております。				4.減価償却費相当額の算定方法 同左				4.減価償却費相当額の算定方法 同左			
5.利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。				5.利息相当額の算定方法 同左				5.利息相当額の算定方法 同左			
				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。							

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成18年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成17年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 36,920円78銭 1株当たり中間純損失 金額 3,517円30銭	1株当たり純資産額 23,022円65銭 1株当たり中間純利益 金額 359円61銭 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 303円53銭	1株当たり純資産額 22,118円22銭 1株当たり当期純損失 金額 17,101円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在するものの1株当たり中間 純損失が計上されているため記載し ておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在 株式が存在するものの1株当たり当 期純損失が計上されているため記載 しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額又は中間(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間純利益金額又は中間 (当期)純損失金額			
中間純利益又は中間(当期)純損 失()(千円)	512,471	53,221	2,491,785
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中 間(当期)純損失()(千円)	512,471	53,221	2,491,785
期中平均株式数(株)	145,700	147,998	145,702
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に用いら れた普通株式増加数の主要な内訳 (株)	-	27,340	-
転換社債型新株予約権付社債			
普通株式増加数(株)	-	27,340	-
(うち新株予約権)	-	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり中間(当期)純 利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株引受権方式によるス tockオプション 平成12年 9月12日臨時 株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時 株主総会決議 48株 平成13年 3月28日定時 株主総会決議 386株 平成13年 8月 1日臨時 株主総会決議 832株 新株予約権方式によるス tockオプション 平成15年 3月27日定時 株主総会決議 585個 平成16年 3月26日定時 株主総会決議 499個	新株引受権方式によるス tockオプション 平成12年 9月12日臨時 株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時 株主総会決議 48株 平成13年 3月28日定時 株主総会決議 146株 平成13年 8月 1日臨時 株主総会決議 832株 新株予約権方式によるス tockオプション 平成15年 3月27日定時 株主総会決議 378個 平成16年 3月26日定時 株主総会決議 350個	新株引受権方式によるス tockオプション 平成12年 9月12日臨時 株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時 株主総会決議 48株 平成13年 3月28日定時 株主総会決議 386株 平成13年 8月 1日臨時 株主総会決議 832株 新株予約権方式によるス tockオプション 平成15年 3月27日定時 株主総会決議 432個 平成16年 3月26日定時 株主総会決議 417個

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>・損害賠償請求訴訟について 当社は、T I S株式会社よりソフトウェア使用許諾権の販売契約解除に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを平成17年7月15日に東京地方裁判所に提起されました。これに対し、当社は平成17年8月25日、T I S株式会社に対して、損害賠償請求訴訟(請求額4億6,480万円)を東京地方裁判所に提起致しました。本件は、T I S株式会社による違法な行為により当社が被った損害の賠償を求めるものであり、平成17年7月15日にT I S株式会社より当社に対し提起された、損害賠償債務不存在確認請求訴訟の反訴として提起したものであります。</p> <p>・新株予約権付社債の発行について 当社は、平成17年9月6日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当発行を決議し、平成17年9月22日に発行致しました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 発行総額 2,000,000千円 2. 発行価額 額面100円につき金100円 3. 利率 本社債には利息は付さない。 4. 払込期日及び発行日 平成17年9月22日</p>	<p>・新株予約権の発行及び権利行使について 平成18年7月21日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 新株予約権の名称 イーシステム株式会社第1回新株予約権 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、25,000,000円を行使価額(以下に定義する。)で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる(以下「割当株式数」という。)。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>3. 本新株予約権の総数 200個 4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金1,250,000円 5. 新株予約権の払込金額の総額 金250,000,000円 6. 申込期間 平成18年8月7日 7. 割当日及び払込期日 平成18年8月8日 8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全てウェル・フィールド証券株式会社に割当てる。 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額とする。</p>	<p>・株式交換に関する覚書の締結 当社および株式会社ジャレコは、日本市場におけるCRM導入の加速等を目的として、平成18年1月30日に両社の取締役会において、今後の経営の交流を前提として平成18年5月1日に株式交換を行う予定とする決議を行い、覚書を締結しました。これにより当社は、平成18年3月28日に開催される定時株主総会の株式交換契約承認決議を前提として、株式会社ジャレコの完全子会社となり、大阪証券取引所(ヘラクレス市場)において上場廃止を予定しております。</p> <p>・株式会社アイカルの株式取得による子会社化 当社は、平成18年2月10日、ITXネクストリーム1号投資事業組合(ITXN)と連携し、株式会社アイカルを第三者割当増資の引受及び株式譲渡契約により子会社化することに関してITXN並びに株式会社コンピューター利用技術研究所、株式会社アイカル及び前2社の代表取締役である執行信昭氏と合意書を締結することを取締役会決議いたしました。</p> <p>会社となる会社の概要(平成18年2月10日現在)</p> <p>(1)商号 株式会社アイカル (2)本社所在地 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 (3)設立年月日 平成14年12月2日 (4)代表者 代表取締役社長 執行信昭 (5)資本金 114,500千円 (6)事業内容 多次元データベース「CACHE」販売・関連システム開発・保守等 (7)従業員数 25名 (8)発行済株式数 4,040株 (9)株主 株式会社コンピューター利用技術研究所、執行信昭</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>5. 新株予約権の内容</p> <p>(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(4)号 記載の転換価額（ただし、本項第(4)号 又は によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株の100分の1未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1株の100分の1の整数倍の端数を生じたときは端株として端株原簿に記載又は記録する。</p> <p>(2)発行する新株予約権の総数 20個</p> <p>(3)新株予約権の発行価額 無償</p> <p>(4)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額</p> <p>本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初70,000円とする。</p>	<p>(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初27,405円（以下「当初行使価額」という。）とする。</p> <p>10. 行使価額の修正</p> <p>平成18年8月9日（水）以降、行使価額は、行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日（但し、売買高加重平均価格の算出されない取引日を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の約50%である13,703円（但し、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。本要項において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）が開設されている日をいう。</p> <p>11. 行使価額の調整</p> <p>(1)当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{\text{時価}}$	<p>株式取得の概要</p> <p>アイカル既存株主からITXNに対するアイカル株式譲渡</p> <p>譲渡株式数 普通株式 4,040株 譲渡価額 1株につき金16,400円 譲渡日 平成18年2月13日 譲渡主 株式会社コンピューター利用技術研究所、執行信昭</p> <p>アイカルからITXNに対する第三者割当増資</p> <p>発行新株式数 普通株式 4,651株 発行価額 1株につき金17,200円 払込期日 平成18年2月24日</p> <p>アイカルからイーシステムに対する第三者割当増資</p> <p>発行新株式数 普通株式 5,814株 発行価額 1株につき金17,200円 払込期日 平成18年4月21日（予定）</p> <p>ITXNからイーシステムに対するアイカル株式譲渡</p> <p>譲渡株式数 普通株式 2,020株 譲渡価額 1株につき金17,200円 譲渡日 平成18年4月21日（予定）</p> <p>エプリバスジャパン株式会社の事業終了について</p> <p>当社の取引先であるエプリバスジャパン株式会社（以下「同社」）より平成18年1月9日に同社が事業を終了するという通知を受けました。</p> <p>当社は、同社の販売代理店であり、同社製ソフトウェアを当社顧客に販売すると同時に、サポートサービス契約を締結しております。この契約の履行のため同社ともサポートサービス契約を締結しサービスの提供を受けております。当社は、同社の債務整理を行う代理人に対し、保守料返還及び今後当社が顧客に対するサポートサービスを継続して履行するために必要な情報提供の要請を行っております。今後、同社よりサポートサービスの提供を受けられない場合、当社は顧客に対するサポートサービス提供義務を履行できない可能性があります。当該事象が当社の営業活動及び財務諸表に与える影響は、不明であります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、12月、3月、6月及び9月の各月の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、主要な取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。))が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPのある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の各取引日のVWAPの平均値に相当する金額円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。本新株予約権付社債の要項において、主要な取引所とは、当初は株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)とし、株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)において当社普通株式が取引されなくなった場合には、当社が指定する他の証券取引所をいう。また、「取引日」とは、主要な取引所が開設されている日をいう。</p> <p>転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行株式数 + 新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額 ÷ 時価) ÷ (既発行株式数 + 新発行・処分株式数)</p> <p>(5)新株予約権の行使請求期間 平成17年9月23日から平成20年9月21日まで。</p>	<p>(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>(6)新株予約権の行使の条件 当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(7)新株予約権の消却事由及び消却の条件 消却事由は定めない。</p> <p>(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格は、本項第(4)号 記載の転換価額(ただし、本項第(4)号 又は によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)とする。 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(9)代用払込みに関する事項 商法第341条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。</p> <p>6. 償還期限 社債は、平成20年 9月22日にその総額を償還する。</p> <p>7. 募集方法 第三者割当の方法により、全額を Sandringham Fund SPC Ltd.に割り当てる。</p> <p>8. 新株予約権付社債の手取金の使途 全額運転資金に充当する予定であります。</p>	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。</p> <p>ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。</p> <p>(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。)の株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(6)第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>12．本新株予約権を行使することができる期間 平成18年 8月 9日から平成21年 8月 8日（第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。</p> <p>13．その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>14．本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 (1)当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(2)当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の20営業日以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(3)本新株予約権者は、当社に対して、20営業日以上前までに通知することにより、自らの所有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得するよう請求することができる。</p> <p>15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>17. 本新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由</p> <p>当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、金1,250,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額とした。</p> <p>また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、平成18年7月20日の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の終値を5%上回る額とした。</p> <p>19. 新株予約権の行使の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(3)本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部(以下「行使書類等」という。)が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号 に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日(以下「効力発生日」という。)に発生する。</p> <p>20. 株券の交付方法 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>21. 行使請求受付場所 イーシステム株式会社 東京本社</p> <p>22. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店</p> <p>23. 剰余金の配当 剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に扱うものとする。</p> <p>24. その他 (1)その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 (2)本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。 (3)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>なお、上記新株予約権は、平成18年 9月22日現在 8個が行使されており、発行済株式総数は10,173株、資本金及び資本準備金はそれぞれ104,946千円増加している。</p>	

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）平成18年3月28日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成18年1月31日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6の2号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年4月13日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年4月24日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年2月28日 関東財務局長に提出

平成18年1月31日提出の臨時報告書(株式交換)に係る訂正報告書であります。

(4) 有価証券届出書（新株予約権の募集）及びその添付書類

平成18年7月21日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月26日

イーシステム株式会社

取締役会 御中

A S G 監査法人

代表社員 公認会計士 稲村 榮典 印

業務執行社員 公認会計士 泉 淳一 印

業務執行社員 公認会計士 鈴木 教夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーシステム株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イーシステム株式会社及び連結子会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社はT I S株式会社より販売契約解除に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを平成17年7月15日に提起されている。また、この反訴として、会社は平成17年8月25日にT I S株式会社に対して、損害賠償請求訴訟（請求額4億6,480万円）を提起している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年9月6日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当発行を決議し、平成17年9月22日に払込が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 9月22日

イーシステム株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 稲村 榮典 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 教夫 印

業務執行社員 公認会計士 泉 淳一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーシステム株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イーシステム株式会社及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年7月21日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権発行の決議を行い、その一部について権利行使をされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月26日

イーシステム株式会社

取締役会 御中

A S G 監査法人

代表社員 公認会計士 稲村 榮典 印

業務執行社員 公認会計士 泉 淳一 印

業務執行社員 公認会計士 鈴木 教夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーシステム株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーシステム株式会社の平成17年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社はT I S株式会社より販売契約解除に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを平成17年7月15日に提起されている。また、この反訴として、会社は平成17年8月25日にT I S株式会社に対して、損害賠償請求訴訟（請求額4億6,480万円）を提起している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年9月6日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当発行を決議し、平成17年9月22日に払込が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月22日

イーシステム株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 稲村 榮典 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 教夫 印

業務執行社員 公認会計士 泉 淳一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーシステム株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーシステム株式会社の平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年7月21日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権発行の決議を行い、その一部について権利行使をされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。